

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づく進行管理表（事業実施状況表）

5 犯罪被害者等への支援の推進

施策	事業	具体的な取組内容	R2実績	担当課
(1) 犯罪被害者等に対する理解の増進	ア 各種媒体を活用した広報・啓発	県民等の理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県・県警ホームページやイベント等を活用した、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の人権擁護の重要性等に関する広報・啓発活動を行った。(環境生活総務課、広報県民課)</li> <li>●各種会合、イベント等におけるパネル展示やチラシ等配布による広報を行った。(環境生活総務課、広報県民課)</li> <li>●ホームページによる各種被害者支援施策の情報提供を行った。(環境生活総務課、広報県民課)</li> <li>●「しまね人権フェスティバル」において広報を行うこととしていたが、コロナウイルス感染症拡大防止により「しまね人権フェスティバル」が中止となったため、実績なし(人権同和対策課)</li> <li>●ケーブルテレビや電光掲示板を活用した広報を行った。(広報県民課)</li> <li>●情報誌等各種広報紙へ啓発記事を掲載した。(広報県民課)</li> </ul>	環境生活総務課 人権同和対策課 広報県民課
	イ 犯罪被害者週間における広報・啓発	犯罪被害者週間の浸透と定着化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●11月11日から12月3日までの間、いきいきプラザ島根において、「犯罪被害者パネル展」を開催し、来訪者に対し、犯罪被害者等支援に関する理解を深めた。(担当2課)</li> <li>●街頭におけるキャンペーンなど、広報・啓発活動を集中的に行った。(広報県民課) <ul style="list-style-type: none"> <li>○街頭啓発活動等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月中 JR松江駅、出雲市駅、イオン松江店、ゆめマート神西、ゴールドコートピアおおち、江津・浜田市役所、西郷港、各地区文化祭等におけるチラシ配布</li> </ul> </li> <li>○広報パネルの展示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月中 各警察署ロビー、イオンモール出雲、浜田市役所、各地区文化祭、各地公民館等</li> </ul> </li> <li>○マスメディアによる広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月中 松江、安来、大田、浜田、益田市内のケーブルテレビにおいて、放送</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	環境生活総務課 広報県民課
	ウ 講演会等の開催	犯罪被害者等の声を聴く取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●11月21日、委託事業により、被害者遺族である岩城順子氏による講演を行った。(環境生活総務課)</li> <li>●民間団体との協働による「命の大切さを学ぶ教室」を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7校において開催(4高校 4中学校) <ul style="list-style-type: none"> <li>※うち、中・高合同開催1回</li> </ul> </li> <li>・ 警察庁主催の「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」へ応募し、高校生の部2作品が警察庁長官官房審議官賞、警察庁犯罪被害者支援室長賞を受賞した。(広報県民課)</li> </ul> </li> </ul>	環境生活総務課 教育指導課 広報県民課
(2) 犯罪被害者等に対する支援	ア 経済的負担の軽減	各種制度の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公費負担制度を見直し、下記について拡充を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体犯罪被害者に対する初診料等の公費負担を新設</li> <li>・ 性犯罪被害者に係る公費負担の対象犯罪の柔軟化</li> <li>・ カウンセリング支援等に係る公費負担の対象期間の延長</li> </ul> </li> <li>●犯罪被害者給付制度による給付金の支給、司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送に要する経費、診断書料及び初診料等に要する経費の負担軽減を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者給付金の裁定 2件</li> <li>・ 身体犯罪被害者に対する診断書等の公費負担 14件</li> <li>・ 身体犯罪被害者に対する初診料等の公費負担 2件</li> <li>・ 性犯罪被害者に対する初診料等の公費負担 12件</li> <li>・ 司法解剖遺体の遺体搬送費の公費負担 0件</li> <li>・ 司法解剖遺体の遺体修復費の公費負担 0件</li> </ul> </li> </ul>	広報県民課
		被害直後の居住の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅が事件現場となるなど、犯罪被害者等が居住困難となった場合、犯罪被害者等が加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがあるときにおけるホテル等宿泊施設の確保を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等への一時避難場所の確保 0件</li> </ul> </li> </ul>	広報県民課
		県営住宅への優先入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等を優先入居(当選率の優遇)の対象者としている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 優先入居対象者～高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護、DV被害者、犯罪被害者等</li> <li>(R2年度における犯罪被害者等の入居申込みなし)</li> </ul> </li> </ul>	建築住宅課
	イ 精神的負担の軽減	犯罪被害者等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者支援専用防犯ブザー付き携帯電話の貸し出しなどを行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸し出し 4人</li> </ul> </li> </ul>	広報県民課
		捜査過程における二次的被害の防止・軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等に対する部内外カウンセラーの紹介を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カウンセリング支援等の実施 7人19回</li> <li>(部内カウンセリング、部外カウンセリング、精神科医等診療支援)</li> </ul> </li> <li>●警察職員に対する教養、各種専科等研修の充実を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性犯罪捜査実務・被害者支援要員等合同研修会 7/29、7/31</li> <li>・ 被害者支援専科の開催 1/18～1/22開催 8人</li> <li>・ 各種専科等における教養 8日</li> </ul> </li> </ul>	広報県民課

「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づく進行管理表（事業実施状況表）

5 犯罪被害者等への支援の推進

施策	事業	具体的な取組内容	R2実績	担当課
	ウ 支援情報の提供	犯罪被害者支援のための制度や内容の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等の相談窓口を掲載した「各種相談窓口のご案内」リーフレットを1,000部作成し、関係機関に送付するとともに関係イベントで配布した。(環境生活総務課)</li> <li>●犯罪被害者等に対するパンフレットや県・県警ホームページ等において情報提供を行った。(環境生活総務課、広報県民課)</li> <li>●各種イベント等におけるパネル展示やチラシ等配布による広報を行った。(環境生活総務課、広報県民課)</li> <li>●「しまね人権フェスティバル」において広報を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により「しまね人権フェスティバル」が中止となったため、実績なし(人権同和对策課)</li> <li>●島根県広報「考える県政」への掲載や県政情報コーナーへの配架により、相談窓口や支援メニューの周知を図った。(青少年家庭課)</li> <li>●「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、DV防止啓発チラシを関係機関やコンビニに設置し、相談窓口や支援メニューの周知を図った。※街頭啓発は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止。(青少年家庭課)</li> <li>●ホームページ及びフェイスブックによる各種被害者支援施策の情報提供を行った。(広報県民課)</li> </ul>	環境生活総務課 人権同和对策課 青少年家庭課 広報県民課
		刑事手続や各種被害者支援施策に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等の相談窓口を掲載した「各種相談窓口のご案内」リーフレットを1,000部作成し、関係機関に送付するとともに関係イベントで配布した。(環境生活総務課)</li> <li>●「被害者の手引」等の資料の配布を行った。(広報県民課) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「被害者の手引」の作成、配布</li> <li>・被害者支援要員制度の運用 119件</li> </ul> </li> </ul>	環境生活総務課 広報県民課
(3) 支援のための体制整備	ア 民間団体に対する支援	民間団体の活動基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(公社)島根被害者サポートセンターに対して、広報啓発業務を委託した。(環境生活総務課)</li> <li>●(公社)島根被害者サポートセンターへ事業委託を継続して行った。(広報県民課) <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委託費の交付 4,429千円</li> </ul> </li> </ul>	環境生活総務課 人権同和对策課 広報県民課
		民間団体の活動等の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の意義や活動について広報を行った。(担当2課)</li> <li>●民間団体主催の被害者支援講演会への後援と広報を行った。(担当2課) <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援講演会 11/21 松江市 岩城順子氏</li> </ul> </li> <li>●各種会合、イベント等におけるパネル展示やチラシ等配布による広報を行った。(担当2課)</li> <li>●民間支援団体の活動を広報(部内広報及び島根県被害者支援連絡協議会会報等)した。(広報県民課)</li> </ul>	環境生活総務課 広報県民課
	イ 関係機関・団体との連携推進	関係機関・団体との間における活動内容に関する情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等が必要な場所で適切な支援を受けることができるよう、途切れることのない支援を実施するため連携を促進した。(担当2課)</li> <li>●被害者等が被害状況を繰り返し説明することにより受ける精神的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等早期支援団体(島根被害者サポートセンター)に対して、被害者等の情報を提供し連携して支援を行った。(広報県民課)</li> <li>●島根県被害者支援連絡協議会会員間におけるネットワークの構築を行った。(広報県民課)</li> <li>●島根県被害者支援連絡協議会会員の業務及び連絡先一覧表を作成、配布した。(広報県民課)</li> </ul>	環境生活総務課 広報県民課
		総合的な被害者支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●島根県被害者支援連絡協議会及び地域単位の被害者支援ネットワークの開催、被害者支援のための制度等に関する情報交換、会員間の連携を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援ネットワーク総会の開催 9地区中8地区で実施した。</li> <li>・島根県被害者支援連絡協議会総会の開催 総会 ※書面開催</li> </ul> </li> </ul>	広報県民課
	ウ 相談窓口の充実・周知	各相談窓口の充実・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等の相談窓口を掲載した「各種相談窓口のご案内」リーフレットを1,000部作成し、関係機関に送付するとともに関係イベントで配布した。(環境生活総務課)</li> <li>●各相談窓口のより一層の充実化、県・県警ホームページ、イベント、パンフレット等の活用を行った。(環境生活総務課、広報県民課) <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット(各種相談窓口のご案内)の各所設置</li> <li>・ホームページによる広報</li> <li>・各種会合、イベント等におけるパネル展示やチラシ等配布による広報</li> </ul> </li> <li>●「人権相談ダイヤル」について、研修時に広報誌、チラシ等の配布により周知した。(人権同和对策課)</li> <li>●ラジオスポット広報や新聞掲載、テレビ放映により、DVや性暴力相談窓口の周知を行った。(青少年家庭課)</li> <li>●県政情報コーナーに「性暴力被害者支援センターたんぼぼ」、「デートDV」のリーフレットを設置し、相談窓口の周知を図った。(青少年家庭課)</li> <li>●「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、DV防止啓発チラシを関係機関やコンビニに設置し、相談窓口の周知を図った。※街頭啓発は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止。(青少年家庭課)</li> </ul>	環境生活総務課 人権同和对策課 青少年家庭課 広報県民課